

大阪湾流域別下水道整備総合計画

計画書

令和7年12月

兵 庫 県

目 次

1. (第1表) 下水道の整備に関する基本方針	1
(イ) 整備の目標	1
(ロ) 整備計画年度	1
(ハ) 都市別整備方針	2
(二) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度	4
2. (第2表) 処理施設	8
3. (第3表) 中期的な整備方針	11
(イ) 中期整備計画年度	11
(ロ) 地先の水利用状況等を勘案した目標達成のための整備方針	11
(ハ) 処理施設別中期整備方針	12

(第1表) 下水道の整備に関する基本方針

(イ) 整備の目標

水質汚濁による人の健康被害や生活環境に関する被害を防ぎ、公衆衛生の向上を図り、都市の健全な発達及び生活環境の改善に資するために、おおむね令和30年度（2048年度）までを計画期間として下水道を整備し、水質環境基準を達成・維持することを目標とする。

また、地域の水利用状況等を勘案して、豊かな海の実現、水道水源の水質保全、資源・エネルギーの循環の形成、省エネルギーの推進、現有施設の適切な維持管理・改築更新など持続的な下水道事業の実施についても目標とする。

(ロ) 整備計画年度

平成30年度（2018年度）より令和30年度（2048年度）まで

(八) 都市別整備方針（市町別）

都市名	予定処理区 の名称	合流式・ 分流式の別	令和30年度時点		摘要
			計画処理人口 (人)	計画下水量 (m ³ /日)	
神戸市	東灘	分流一部合流	371,700	233,800	整備中(供用中)
	ポートアイランド	分流	14,000	21,500	整備中(供用中)
	鈴蘭台	分流	43,000	10,800	整備中(供用中)
	中央	分流	323,500	120,000	整備中(供用中)
	垂水	分流	235,400	182,800	整備中(供用中)
	武庫川上流	分流	61,500	35,721	整備中(供用中)
	合計		1,049,100	604,621	
尼崎市	東部	合流	87,300	85,571	整備中(供用中)
	北部	分流一部合流	113,900	80,556	整備中(供用中)
	武庫川下流	分流一部合流	248,700	187,848	整備中(供用中)
	猪名川(原田)	分流	100	203	整備中(供用中)
	合計		450,000	354,178	
西宮市	西宮	分流一部合流	336,785	202,985	整備中(供用中)
	武庫川上流	分流	11,818	5,975	整備中(供用中)
	武庫川下流	分流	85,263	54,136	整備中(供用中)
	合計		433,866	263,096	
芦屋市	芦屋	分流一部合流	72,200	45,454	整備中(供用中)
	南芦屋浜	分流	5,800	2,867	整備中(供用中)
	合計		78,000	48,321	
伊丹市	武庫川下流	分流	75,577	49,933	整備中(供用中)
	猪名川(原田)	分流	107,129	87,295	整備中(供用中)
	合計		182,706	137,227	
宝塚市	武庫川下流	分流	145,970	91,597	整備中(供用中)
	猪名川(原田)	分流	31,676	18,347	整備中(供用中)
	合計		177,646	109,944	
川西市	猪名川(原田)	分流	127,469	71,928	整備中(供用中)
	合計		127,469	71,928	
猪名川町	猪名川(原田)	分流	25,740	14,587	整備中(供用中)
	合計		25,740	14,587	
三田市	武庫川上流	分流	73,874	36,305	整備中(供用中)
	合計		73,874	36,305	
丹波篠山市	なし	-	0	0	-
洲本市	洲本	分流	11,000	5,584	整備中(供用中)
	合計		11,000	5,584	
南あわじ市	広田	分流	2,400	990	整備中(供用中)
	合計		2,400	990	
淡路市	津名	分流	3,590	2,990	整備中(供用中)
	淡路・東浦	分流	4,243	3,523	整備中(供用中)
	合計		7,833	6,513	

(ハ) 都市別整備方針（処理区別）

予定処理区 の名称	合流式・ 分流式の別	令和30年度時点		摘要
		計画処理人口 (人)	計画下水量 (m ³ /日)	
東灘	分流一部合流	371,700	233,800	
ポートアイランド	分流	14,000	21,500	
鈴蘭台	分流	43,000	10,800	
中央	分流	323,500	120,000	
垂水	分流	235,400	182,800	
東部	合流	87,300	85,571	
北部	分流一部合流	113,900	80,556	
西宮	分流一部合流	336,785	202,985	
芦屋	分流一部合流	72,200	45,454	
南芦屋浜	分流	5,800	2,867	
洲本	分流	11,000	5,584	
広田	分流	2,400	990	
津名	分流	3,590	2,990	
淡路・東浦	分流	4,243	3,523	
武庫川上流	分流	147,192	78,001	
武庫川下流	分流一部合流	555,510	383,514	
猪名川（原田）	分流 (分流一部合流)	292,114 (686,384)	192,360 (353,110)	
合計		2,619,634	1,653,295	

注) 猪名川（原田）の処理区合計値の下段（ ）書きは、大阪府分を含めたもの。

(二) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度（河川、湖沼）

水域名	水域類型指定区間	低水量 (m ³ /s)			目標 類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要
		現況H30	将来R30	地点名					
猪名川 上流	箕面川合流点より 上流	1.97 1.71	1.97 1.71	銀橋 軍行橋	A	イ	-	-	平成21年3月31日 環境省告示第14号
猪名川 下流 (1)	箕面川合流点より下 流及び藻川。ただし、 藻川分岐点から 藻川合流点を除く)	0.77	0.77	中園橋	B	ロ	-	-	平成13年3月30日 環境省告示第17号
猪名川 下流 (2)	藻川分岐点から茂川 合流点まで	4.44	4.44	利倉橋	D	イ	-	-	
神崎川	安威川、猪名川を除 く神崎川	15.21 6.08	15.21 6.08	神崎橋 辰巳橋	B	ロ	-	-	
庄下川	本流全域	0.112	0.112	尾浜大 橋	C	ハ	-	-	平成3年3月29日 兵庫県告示第579号
昆陽川	本流全域	0.143	0.143	尾浜橋	C	ハ	-	-	
武庫川 上流	三田市大橋より上流	0.70	0.70	大橋	A	イ	-	-	昭和45年9月1日 閣議決定
武庫川 中流	三田市大橋から仁川 合流点まで	3.84	3.84	百間樋	B	イ	-	-	
武庫川 下流	仁川合流点より下流	3.85	3.85	甲武橋	C	イ	-	-	
夙川	本流全域	0.098	0.098	夙川橋	C	ハ	-	-	平成3年3月29日 兵庫県告示第579号
福田川	本流全域	0.091	0.091	福田橋	E	ロ	-	-	昭和60年3月22日 兵庫県告示第451号
千苅 水源池 COD	千苅ダムのえん堤及 びこれに接続する陸 岸に囲まれた水域	-	-	取水塔 前	A	イ	-	-	昭和53年3月24日 兵庫県告示第652号
千苅 水源池 T-P					II	段階的に暫 定目標を達 成しつつ、 環境基準の 可及的速や かな達成に 努める	-	-	平成29年3月7日 兵庫県告示第218号

注) イ : 直ちに達成

ロ : 5年以内で可及的速やかに達成

ハ : 5年を超える期間で可及的速やかに達成

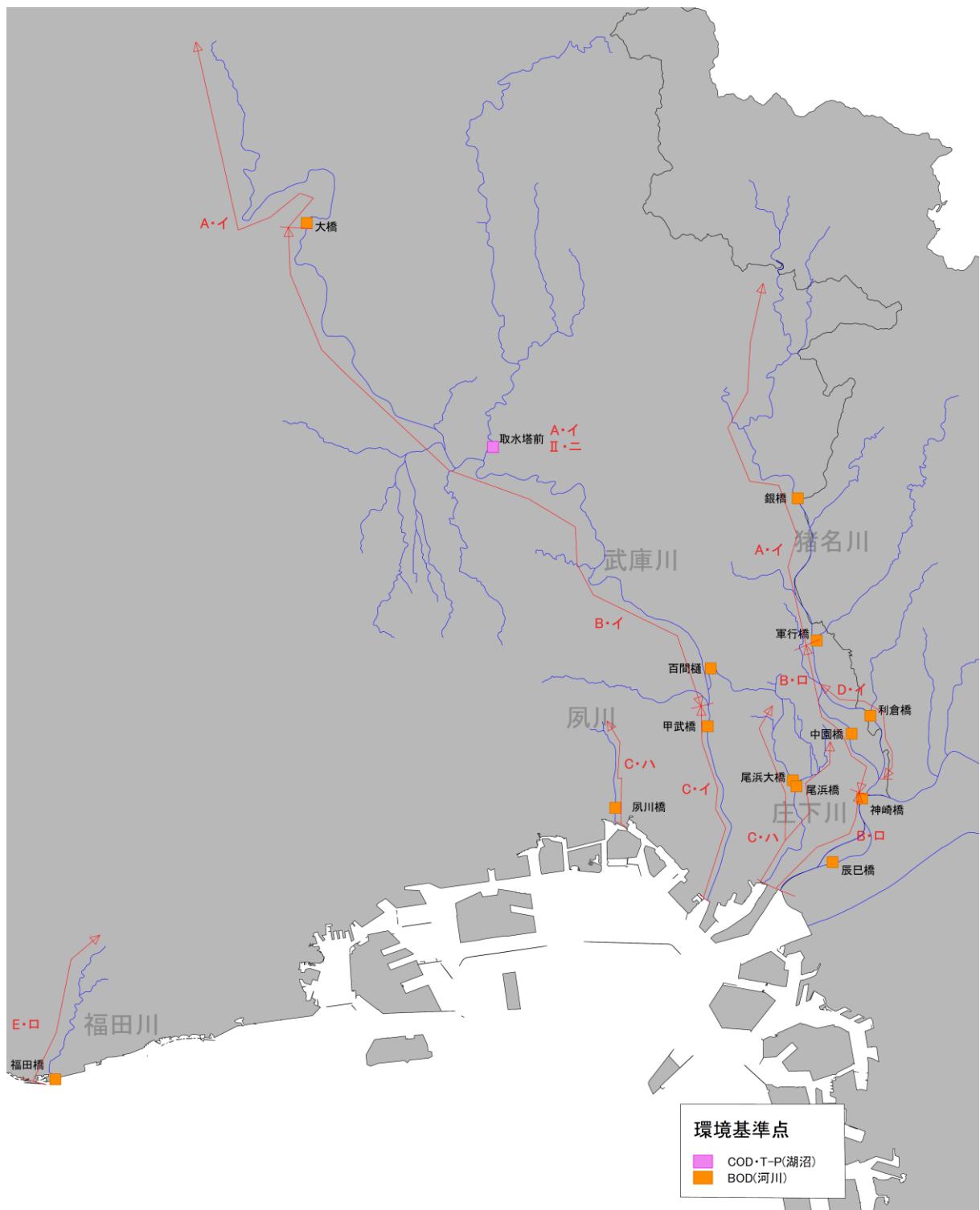
注) 目標類型については以下のとおりである。

【BOD (河川)】AA:1mg/L, A:2mg/L, B:3mg/L, C:5mg/L, D:8mg/L, E:10mg/L

【COD (湖沼)】AA:1mg/L, A:3mg/L, B:5mg/L, C:8mg/L

【T-P (湖沼)】I:0.05mg/L, II:0.01mg/L, III:0.03mg/L, IV:0.05mg/L, V:0.1mg/L

注) 千苅水源地の目標類型は全窒素 (T-N) の項目を含まない。



注)二:段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

図 1 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度（河川、湖沼）

(二) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度 (海域)

水域名	水域類型指定区間	目標類型	同左達成予定年度	暫定目標類型	同左達成予定年度	摘要
海域 COD	兵庫運河 図2、表1参照	C	口	-	-	昭和46年12月28日 環境庁告示第60号
	大阪湾 (1) 図2、表1参照	C	イ	-	-	平成14年3月29日 環境省告示第33号
	大阪湾 (2) 図2、表1参照	B	口	-	-	
	大阪湾 (3) 図2、表1参照	A	ハ	-	-	
	大阪湾 (4) 図2、表1参照	A	口	-	-	
	大阪湾 (5) 図2、表1参照	A	イ	-	-	
	洲本港 (1) 図2、表1参照	C	イ	-	-	
	洲本港 (2) 図2、表1参照	B	イ	-	-	
	津名港 図2、表1参照	C	イ	-	-	
海域 T-N, T-P	大阪湾 (イ) 図2、表1参照	IV	イ	-	-	平成17年6月3日 環境省告示第47号
	大阪湾 (口) 図2、表1参照	III	イ	-	-	
	大阪湾 (ハ) 図2、表1参照	II	イ	-	-	

注) イ : 直ちに達成

口 : 5年以内で可及的速やかに達成

ハ : 5年を超える期間で可及的速やかに達成

注) 目標類型については以下のとおりである。

【COD】 A:2mg/L, B:3mg/L, C:8mg/L

【T-N】 I:0.2mg/L, II:0.3mg/L, III:0.6mg/L, IV:1mg/L

【T-P】 I:0.02mg/L, II:0.03mg/L, III:0.05mg/L, IV:0.09mg/L

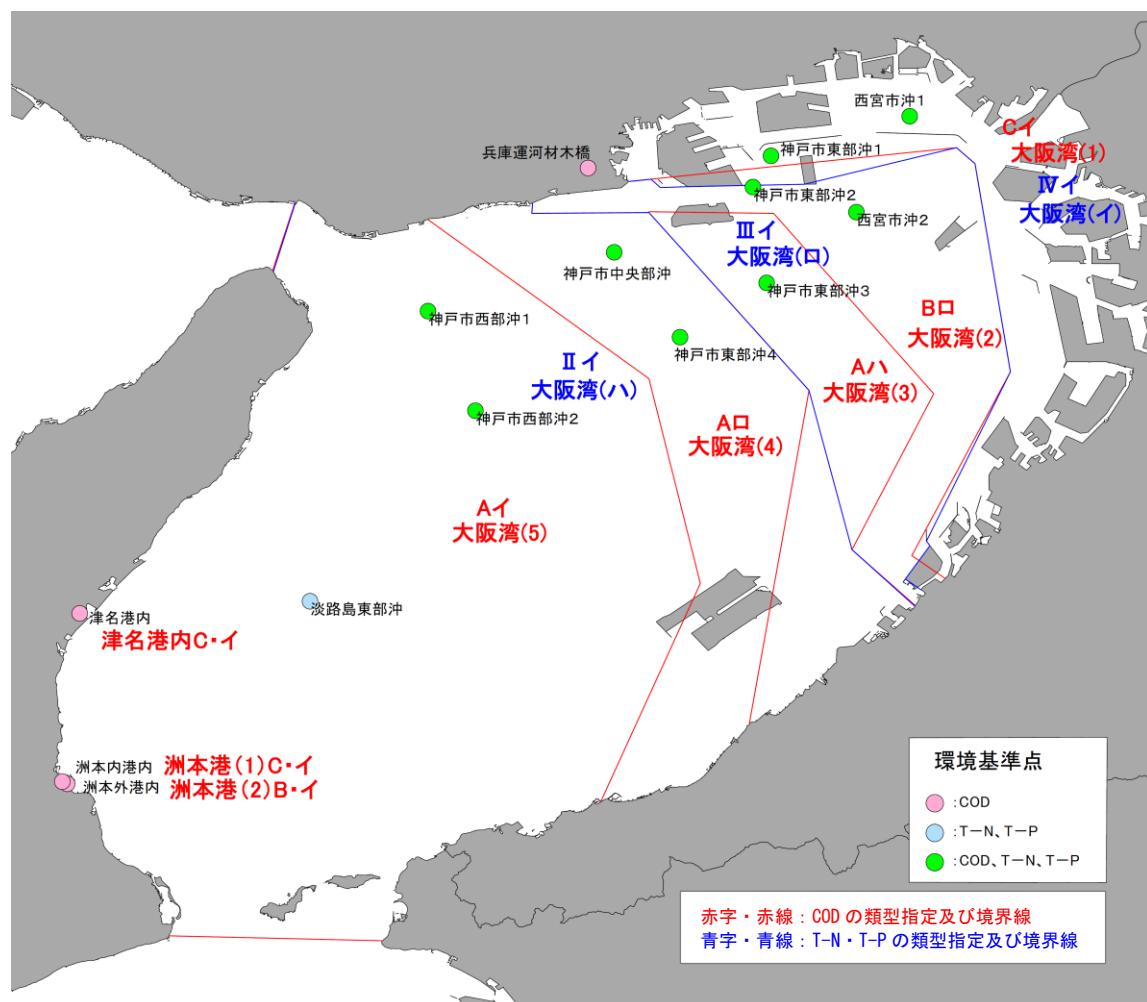


図 2 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度 (海域)

表 1 海域の水域類型指定区間

対象 水域	水域	類型指定区間定義
海域 COD	兵庫 運河	新川運河を含む
	大阪 湾 (1)	兵庫県神戸港和田岬燈台と第一防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同地点から東方 13,900mの地点(北緯 34 度 40 分 8 秒、東経 135 度 21 分 21 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東 1,600mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南南西 11,300mの地点を結ぶ線、同地点と大阪府貝塚市脇の浜 332 番地の 4 の海岸堤防と同府貝塚港埋立護岸法線との交点を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、兵庫運河(新川運河を含む。)に係る部分を除いたもの
	大阪 湾 (2)	兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南 500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東 11,500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方 12,000mの地点(北緯 34 度 32 分 30 秒、東経 135 度 20 分 44 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南南西 9,300mの地点を結ぶ線および同地点と大阪府貝塚市近木川河口左岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、兵庫運河(新川運河を含む。)および大阪湾(1)に係る部分を除いたもの
	大阪 湾 (3)	兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南 500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東 5,700mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方 12,600mの地点(北緯 34 度 32 分 42 秒、東経 135 度 16 分 54 秒)を結ぶ線、同地点と大阪府泉南郡南海町男里川河口左岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、兵庫運河(新川運河を含む。)、大阪湾(1)および大阪湾(2)に係る部分を除いたもの
	大阪 湾 (4)	兵庫県神戸市塩屋川河口右岸、同地点と同地点から南東方 14,000mの地点(北緯 34 度 32 分 54 秒、東経 135 度 12 分 10 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南方 11,500mの地点(北緯 34 度 26 分 48 秒、東経 135 度 13 分 32 秒)を結ぶ線、同地点と大阪府泉南郡岬町淡輪 5839 番地の 2 の地点を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、兵庫運河(新川運河を含む。)、大阪湾(1)、同湾(2)、尾崎港および淡輪港に係る部分を除いたもの
	大阪 湾 (5)	和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県淡路島生石鼻を結ぶ線、同島松帆崎と兵庫県明石市朝霧川河口左岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、兵庫運河(新川運河を含む。)、大阪湾(1)、同湾(2)、同湾(3)、同湾(4)、尾崎港、淡輪港、洲本港(1)、同港(2)および志筑港に係る部分を除いたもの
	洲本 港 (1)	兵庫県洲本港南防波堤、同防波堤先端と外北防波堤先端を結ぶ線、同防波堤および陸岸により囲まれた海域
	洲本 港 (2)	兵庫県洲本港外南防波堤、同防波堤先端と外北防波堤先端を結ぶ線、同防波堤および陸岸により囲まれた海域
	津名 港	兵庫県津名港(旧志筑港)防波堤(外南)、同防波堤先端と防波堤(外北)の先端を結ぶ線、同防波堤および陸岸により囲まれた海域
	海域 T-N T-P	兵庫県神戸港和田岬灯台と同港第一防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同港第一南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と同県ポートアイランド埋立地南端を結ぶ線、同港第八防波堤、同防波堤東端と同地点から東北東方 9,200mの地点(北緯 34 度 40 分 20 秒、東経 135 度 21 分 11 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東 1,600mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南方 12,200mの地点(北緯 34 度 33 分 12 秒、東経 135 度 22 分 52 秒)を結ぶ線、同地点と大阪府阪南港阪南四区北防波堤基部から同防波堤に沿って 300mの地点を結ぶ線、同防波堤、同港阪南六区埋立地南端と同港阪南五区埋立地西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域
	大阪 湾 (イ)	兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南 500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東 5,700mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方 12,600mの地点(北緯 34 度 32 分 54 秒、東経 135 度 16 分 44 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南南東方 9,000mの地点(北緯 34 度 28 分 4 秒、東経 135 度 18 分 1 秒)を結ぶ線、同地点と大阪府貝塚市近木川河口左岸を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって、大阪湾(イ)に係る部分を除いたもの
	大阪 湾 (ハ)	和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県淡路島生石鼻を結ぶ線、同島松帆崎と兵庫県明石市朝霧川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、大阪湾(イ)及び大阪湾(口)に係る部分を除いたもの

(第2表) 处理施設(その1)

名称	位置	予定処理区の名称	処理方法	処理能力(m ³ /日)	削減目標量(kg/日)	削減方法		放流先の名称及び位置	摘要			
						当該	他					
東灘処理場	神戸市	東灘処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	235,500 233,800	-	-	-	大阪湾	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	233,800	235,430
									日平均	192,920	191,974	
									計画	BOD	195	200
									COD	85	95	
									T-N	30	35	
									T-P	3.0	3.5	
									計画	BOD	15	15.0
									COD	13	8.0	
									T-N	21	8.5	
									T-P	1.5	0.8	
ポートアイランド処理場	神戸市	ポートアイランド処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	21,500 21,500	-	-	-	大阪湾	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	21,500	21,429
									日平均	19,100	16,836	
									計画	BOD	200	240
									COD	95	120	
									T-N	35	35	
									T-P	3.5	3.5	
									計画	BOD	15	15.0
									COD	13	8.0 (9.0)	
									T-N	21	9.0	
									T-P	1.5	0.8	
鈴蘭台処理場	神戸市	鈴蘭台処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	31,800 10,800	-	-	-	石井川	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	10,800	31,793
									日平均	8,431	24,886	
									計画	BOD	180	180
									COD	90	100	
									T-N	30	30	
									T-P	3.0	3.5	
									計画	BOD	15	15.0
									COD	13	8.0 (9.0)	
									T-N	21	8.0	
									T-P	1.5	0.8	
西部処理場	神戸市	中央処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	245,500 120,000	-	-	-	大阪湾	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	120,000	245,434
									日平均	95,921	193,979	
									計画	BOD	195	270
									COD	90	105	
									T-N	30	35	
									T-P	3.0	4.0	
									計画	BOD	15	15.0
									COD	13	8.0 (9.0)	
									T-N	21	7.5	
									T-P	1.5	0.8	
垂水処理場 ^{※1}	神戸市	垂水処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	132,200 182,800	-	-	-	大阪湾	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	182,800	132,174
									日平均	143,728	103,609	
									計画	BOD	195	185
									COD	90	100	
									T-N	35	35	
									T-P	3.5	4.0	
									計画	BOD	15	15
									COD	15	8.0 (8.5)	
									T-N	35	7.5	
									T-P	1.7	0.8	
東部浄化センター	尼崎市	東部処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	94,400 85,600	-	-	-	左門殿川	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	85,571	94,370
									日平均	67,500	73,381	
									計画	BOD	110	95
									COD	80	65	
									T-N	21	15	
									T-P	2.0	1.5	
									計画	BOD	15	15.0
									COD	13	8.0	
									T-N	21	8.0	
									T-P	1.5	0.8	

注1) 標準活性汚泥法等とは、下水道法施行令第5条の5第1項第2号の表の区分における標準活性汚泥法と同程度に下水を処理することができる方法とする。

注2) T-N、T-Pとともに水質環境基準を継続的に達成・維持できる見込みであるため削減目標量は定めていない。

注3) 計画処理水質BODについて、北部浄化センターと原田処理場は「日間平均値の年間平均値」を示し、それ以外の処理場は「日間平均値の年間最大値」を示す。

※1 兵庫県栄養塩類管理計画に位置付けられている処理場

※2 原田処理場の目標負荷量は大阪府にて計上

赤字: 前回計画 黒字: 今回計画

(第2表) 处理施設(その2)

名称	位置	予定処理区の名称	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	削減 目標量 (kg/日)	削減方法		放流先の 名称及び 位置	摘要			
						当該	他					
北部浄化センター	尼崎市	北部 処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	89,000 80,600	-	-	-	猪名川	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	80,556	88,920
									日平均	56,979	63,266	
									計画 流入水質 (mg/L)	BOD	105	125
									COD	55	50	
									T-N	21	20	
									T-P	2.0	2.5	
									計画 処理水質 (mg/L)	BOD	9.6	15.0
									COD	13	8.0	
									T-N	21	8.0	
									T-P	1.5	0.8	
西宮処理場 (枝川浄化センター・甲子園浜浄化センター)	西宮市	西宮 処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	261,700 203,000	-	-	-	大阪湾	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	202,985	251,444
									日平均	160,550	195,580	
									計画 流入水質 (mg/L)	BOD	175	185
									COD	75	75	
									T-N	30	30	
									T-P	3.0	3.5	
									計画 処理水質 (mg/L)	BOD	15	15.0
									COD	13	8.0	
									T-N	21	8.0	
									T-P	1.5	0.8	
芦屋下水処理場	芦屋市	芦屋 処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	49,700 45,500	-	-	-	大阪湾	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	45,454	49,660
									日平均	38,114	39,320	
									計画 流入水質 (mg/L)	BOD	90	140
									COD	75	90	
									T-N	21	15	
									T-P	2.5	3.0	
									計画 処理水質 (mg/L)	BOD	15	15.0
									COD	13	8.0	
									T-N	21	8.0	
									T-P	1.5	0.8	
南芦屋浜 下水処理場	芦屋市	南芦屋浜 処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	6,700 2,900	-	-	-	大阪湾	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	2,867	6,602
									日平均	2,277	5,150	
									計画 流入水質 (mg/L)	BOD	175	200
									COD	70	110	
									T-N	25	25	
									T-P	3.0	3.5	
									計画 処理水質 (mg/L)	BOD	15	15.0
									COD	13	8.0	
									T-N	21	8.0	
									T-P	1.5	0.8	
洲本環境 センター※1	洲本市	洲本 処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	19,200 5,600	-	-	-	大阪湾	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	5,584	19,143
									日平均	4,569	12,856	
									計画 流入水質 (mg/L)	BOD	225	260
									COD	115	140	
									T-N	40	40	
									T-P	4.5	5.5	
									計画 処理水質 (mg/L)	BOD	15	15.0
									COD	15.8	20(12.0)	
									T-N	35	8.0	
									T-P	1.7	0.8	
広田浄化センター	南あわじ 市	広田処理 区	高度処理 標準活性汚泥法等	2,800 1,000	-	-	-	初尾川	計画汚水量 (m ³ /日)	日最大	990	2,717
									日平均	782	2,189	
									計画 流入水質 (mg/L)	BOD	195	195
									COD	90	110	
									T-N	40	30	
									T-P	4.5	4.0	
									計画 処理水質 (mg/L)	BOD	15	15.0
									COD	13	13.0	
									T-N	21	21.0	
									T-P	1.5	1.4	

注1) 標準活性汚泥法等とは、下水道法施行令第5条の5第1項第2号の表の区分における標準活性汚泥法と同程度に下水を処理することができる方法とする。

注2) T-N、T-Pとともに水質環境基準を継続的に達成・維持できる見込みであるため削減目標量は定めていない。

注3) 計画処理水質BODについて、北部浄化センターと原田処理場は「日間平均値の年間平均値」を示し、それ以外の処理場は「日間平均値の年間最大値」を示す。

※1 兵庫県栄養塩類管理計画に位置付けられている処理場

※2 原田処理場の目標負荷量は大阪府にて計上

赤字: 前回計画 黒字: 今回計画

(第2表) 处理施設(その3)

名称	位置	予定処理区の名称	処理方法	処理能力(m ³ /日)	削減目標量(kg/日)	削減方法		放流先の名称及び位置	摘要		
						当該	他				
津名浄化センター※1	淡路市	津名処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	11,400 3,000	-	-	-	大阪湾	計画汚水量(m ³ /日)	日最大	2,990 11,323
									日平均	2,622 8,801	
									計画	BOD 450 180	
									COD	255 100	
									T-N	65 35	
									T-P	14.5 4.0	
									計画	BOD 15 15.0	
									COD	15 8.0(8.5)	
									T-N	35 8.0	
									T-P	1.7 0.8	
淡路・東浦浄化センター※1	淡路市	淡路・東浦処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	14,600 3,600	-	-	-	大阪湾	計画汚水量(m ³ /日)	日最大	3,523 14,577
									日平均	3,087 8,938	
									計画	BOD 165 125	
									COD	95 85	
									T-N	40 30	
									T-P	4.0 4.5	
									計画	BOD 15 15.0	
									COD	15 8.0(8.5)	
									T-N	35 8.0	
									T-P	1.7 0.8	
武庫川上流浄化センター	神戸市	武庫川上流処理区	高度処理	116,200 78,100	-	-	-	武庫川	計画汚水量(m ³ /日)	日最大	78,001 116,157
									日平均	63,519 93,640	
									計画	BOD 155 135	
									COD	95 80	
									T-N	30 30	
									T-P	3.5 3.5	
									計画	BOD 15 15.0	
									COD	8 8.0(8.5)	
									T-N	8 8.0	
									T-P	0.8 0.8	
武庫川下流浄化センター	尼崎市	武庫川下流処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	374,800 383,600	-	-	-	大阪湾	計画汚水量(m ³ /日)	日最大	383,514 374,773
									日平均	328,684 306,892	
									計画	BOD 105 140	
									COD	60 60	
									T-N	25 25	
									T-P	2.5 4.0	
									計画	BOD 15 15.0	
									COD	13 8.0	
									T-N	20 8.0	
									T-P	1.5 0.8	
原田処理場※2	豊中市 伊丹市 尼崎市	原田処理区	高度処理 標準活性汚泥法等	204,100 192,400	-	-	-	大阪湾	計画汚水量(m ³ /日)	日最大	192,360 204,051
									日平均	165,924 166,965	
									計画	BOD 170 170	
									COD	95 95	
									T-N	30 25	
									T-P	3.5 4.0	
									計画	BOD 9.6 8.0	
									COD	13 8.0	
									T-N	20 8.0	
									T-P	1.5 0.8	

注1) 標準活性汚泥法等とは、下水道法施行令第5条の5第1項第2号の表の区分における標準活性汚泥法と同程度に下水を処理することができる方法とする。

注2) T-N、T-Pとともに水質環境基準を継続的に達成・維持できる見込みであるため削減目標量は定めていない。

注3) 計画処理水質BODについて、北部浄化センターと原田処理場は「日間平均値の年間平均値」を示し、それ以外の処理場は「日間平均値の年間最大値」を示す。

※1 兵庫県栄養塩類管理計画に位置付けられている処理場

※2 原田処理場の目標負荷量は大阪府にて計上

赤字：前回計画 黒字：今回計画

(第3表) 中期的な整備方針

(イ) 中期整備計画年度

平成30年度（2018年度）より令和15年度（2033年度）まで

(ロ) 地先の水利用状況等を勘案した目標達成のための整備方針

- 栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理を実施する。（目標：豊かな海の実現）
- 水道水源の上流において高度処理を実施する。（目標：水道水源の水質保全）
- 下水道が有する資源、エネルギーの利用を図る。（目標：資源・エネルギーの循環の形成）
- 下水道施設のエネルギー消費量の低減に努める。（目標：省エネルギーの推進）
- 集合処理施設（公共下水道、農集排、コミプラ等）の既存ストックを活用した統廃合を含め、現有施設の適切な維持管理・改築更新の推進を図る。（目標：持続的な下水道事業の実施）

(ハ) 処理施設別中期整備方針（その1）

都市名	予定処理区の名称	処理施設の名称	中期的な整備の目標	下水道の整備事業の実施順位
神戸市	東灘処理区	東灘処理場	③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電、りん回収、肥料利用） ④技術的かつ経済的に可能な範囲で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
	ポートアイランド処理区	ポートアイランド処理場	④技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
	中央処理区	西部処理場	③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電） ④技術的かつ経済的に可能な範囲で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
	垂水処理区	垂水処理場	①栄養塩類管理運転を開始する ①計画処理水質の範囲内において可能な限りTNの放流濃度を高める運転管理に努める ③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電） ④技術的かつ経済的に可能な範囲で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
	鈴蘭台処理区	鈴蘭台処理場	④技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
尼崎市	東部処理区	東部浄化センター	③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電、固形燃料化）※兵庫東流域下水汚泥広域処理場 ④技術的かつ経済的に可能な範囲で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
	北部処理区	北部浄化センター	③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電、固形燃料化）※兵庫東流域下水汚泥広域処理場 ④技術的かつ経済的に可能な範囲で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
西宮市	西宮処理区	西宮処理場 (枝川浄化センター・甲子園浜浄化センター)	③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電、固形燃料化）※兵庫東流域下水汚泥広域処理場 ④技術的かつ経済的に可能な範囲で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
洲本市	洲本処理区	洲本環境センター	①栄養塩類管理運転を開始する ①計画処理水質の範囲内において可能な限りTNの放流濃度を高める運転管理に努める ④技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：A 改築更新：A

<面整備>

A：中期整備計画年度内に概成（下水道整備率95%以上）に向けた下水道整備を実施する。

B：中期整備計画年度内に未普及解消に向けた下水道整備を実施する。

<改築更新>

A：適切な維持管理の実施、改築更新を重点的に実施

B：適切な維持管理の実施、改築更新の実施（廃止予定等）

(ハ) 処理施設別中期整備方針（その2）

都市名	予定処理区の名称	処理施設の名称	中期的な整備の目標	下水道の整備事業の実施順位
芦屋市	芦屋処理区	芦屋下水処理場	③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電、固形燃料化）※兵庫東流域下水汚泥広域処理場 ④技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
	南芦屋浜処理区	南芦屋浜下水処理場	③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電、固形燃料化）※兵庫東流域下水汚泥広域処理場 ④技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
南あわじ市	広田処理区	広田浄化センター	④技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
淡路市	津名処理区	津名浄化センター	①栄養塩類管理運転を開始する ①計画処理水質の範囲内において可能な限りT-Nの放流濃度を高める運転管理に努める ④技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：A 改築更新：A
	淡路・東浦処理区	淡路・東浦浄化センター	①栄養塩類管理運転を開始する ①計画処理水質の範囲内において可能な限りT-Nの放流濃度を高める運転管理に努める ④技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：A 改築更新：A
兵庫県（流域）	武庫川上流処理区	武庫川上流浄化センター	②水道水源の水質保全のため、高度処理を継続する ③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電、固形燃料化）※兵庫東流域下水汚泥広域処理場 ④技術的かつ経済的に可能な範囲で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤コミプラ（志手原・有馬富士地区）を統合する ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
	武庫川下流処理区	武庫川下流浄化センター	③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電、固形燃料化）※兵庫東流域下水汚泥広域処理場 ④技術的かつ経済的に可能な範囲で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A
	原田処理区	原田処理場	③下水汚泥の有効利用を図る（消化ガス発電） ④技術的かつ経済的に可能な範囲で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める ⑤適切な維持管理・改築更新の推進	面整備：B 改築更新：A

<面整備>

A：中期整備計画年度内に概成（下水道整備率95%以上）に向けた下水道整備を実施する。

B：中期整備計画年度内に未普及解消に向けた下水道整備を実施する。

<改築更新>

A：適切な維持管理の実施、改築更新を重点的に実施

B：適切な維持管理の実施、改築更新の実施（廃止予定等）